

広島市障害者相談支援業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行い、障害者に関する相談支援体制の充実及び包括的な支援体制の構築を図るため、各区において障害者相談支援業務を実施している。本業務の実施に当たっては、専門的知識を有する法人等に委託することとしており、その委託に当たって、あらかじめ事業者を特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務内容

(1) 業務名

広島市障害者相談支援業務

(2) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 業務実施区

安佐南区

(4) 業務内容

「広島市障害者相談支援業務基本仕様書」（別紙1）（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(5) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

14,418,800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以内

(6) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所 本庁舎3階）

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課

TEL 082-504-2148 FAX 082-504-2256

E-Mail jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者特定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

- (8) 令和8年9月1日時点で、募集対象区において、広島市が指定した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業者いずれかの指定を受けていること。
- (9) 相談支援専門員を2名配置することができ、そのうち1名は相応の経験※を有すること。
※障害分野における相談支援業務の経験を8年以上有することが目安

4 公募型プロポーザル参加申込み

- (1) 提出書類
1 事業者につき次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。
ア 参加資格確認申請書（様式1）
イ 法人の代表者及び役員名簿（様式2）
ウ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）
- (2) 提出期間
公示日から令和8年10月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先
前記2(6)に同じ。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内までに必着のこと。）
- (5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 参加資格の確認及び審査結果の通知
参加資格の有無については、令和8年10月30日（金）午後5時15分を基準として、前記(1)で提出された参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

5 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
公示日から令和8年10月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
イ 受付場所
前記2(6)に同じ。
ウ 受付方法
仕様書等に関する質問書（様式3）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答する。また、前記2(6)の場所において、令和8年11月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

企画提案書（様式4）には、次の書類を添付すること。なお、アからオまでについては、原則として参考様式1から参考様式5までを用いることとするが、各様式の記載項目が網羅されている場合は、任意の様式による作成も可とする。

- ア 団体（法人）の概要書（参考様式1）
- イ 運営方針・実施計画（参考様式2）
- ウ 相談員経歴書（参考様式3）
- エ 事務所（相談室）設置予定位置図（参考様式4）
- オ 賃貸借契約に関する申立書（参考様式5）
- カ 団体（法人）の概要が分かるパンフレット等
- キ 定款、寄付行為等

(2) 提出書類

企画提案書は、30部ずつ（正本1部＋副本29部）提出すること。

また、別途データ（ファイル形式は問わない。）を提出すること。

(3) 提出期間

募集開始日から令和8年11月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出方法

正本及び副本の提出に当たっては、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内までに必着のこと。）すること。

データの提出に当たっては、電子メールで送付すること。

(5) 提出先

前記2(6)に同じ。

(6) 記載方法等

ア 正本（1部）

(ア) 企画提案書（様式4）に前記(1)全ての書類を順にまとめて、通し番号を付し、左側2か所ホチキス留めとすること。

(イ) 両面印刷可。用紙は再生紙可。文字、図等は白黒・カラーを問わない。

イ 副本（29部）

(ア) 企画提案書（様式4）に前記(1)イからエまでの書類を順にまとめて、通し番号を付し、左側2か所ホチキス留めとすること。

(イ) 両面印刷可。用紙は再生紙可。文字、図等は白黒・カラーを問わない。

(ウ) 副本からは、社標等を含め応募者（従事予定者名は除く。）が判別・特定・類推できないようにすること。

ウ データ

(ア) 企画提案書（様式4）及び前記(1)全ての書類のデータを提出すること。

(7) 留意事項

ア 応募者は基本仕様書（別紙1）に基づき提案すること。ただし、本市の提示した基本仕様書の全面コピーや「基本仕様書のとおり。」といった記載に終始しないこと。

イ 事業者の提案数は1つに限るものとし、2つ以上の企画提案書が提出された場合は失格とす

る。

ウ 企画提案書の内容は、応募者が自ら実現できる範囲内で記載すること。

エ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で簡潔に記載すること。また、文字や図のサイズは視認性に十分配慮したものとする。

オ 企画提案書に記載された内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は全て受注者の負担となるため、基本仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。

カ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみ記載し、副本及び提出データには記載しないこと。副本及び提出データには、社標などを含め参加者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

キ 今回の企画提案は、あくまでも受託候補者特定の審査材料となるものであり、実際の業務の進め方については、本市と協議して決定することとなるので留意すること。

ク 提出後に応募を辞退する場合には、速やかに障害自立支援課へ電話又は電子メールで連絡するとともに、「応募辞退届」(様式5)を障害自立支援課へ持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「応募辞退届」(様式5)を提出すること。

(8) 提案の無効

ア 本説明書に示した参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル応募者が、令和8年11月20日(金)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記3(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他参加資格を満たさなくなった場合

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

オ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

カ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案

キ 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

7 企画提案書の説明

(1) 提出された企画提案書について、令和8年度第2回広島市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)において、応募者による説明(プレゼンテーション)及び質疑応答を行う。

(2) プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

(3) 実施日時等の詳細は応募者に別途通知する。

(4) プレゼンテーションを欠席するとともに、参加を取りやめようとする場合には、速やかに障害自立支援課へ電話又は電子メールで連絡するとともに、応募辞退届(様式5)を障害自立支援課へ持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により、提出期間内までに必着のこと。)により提出すること。

(5) プレゼンテーションを欠席した者は、応募を辞退したものとみなす。

8 評価、審査及び受託候補者の特定(決定)の方法

(1) 評価

自立支援協議会において、協議会委員は、企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、「広島市障害者相談支援業務受託候補者特定基準」（別紙２）（以下「受託候補者特定基準」という。）に基づき、企画提案内容を評価する。その後、障害者相談支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査及び受託候補者の特定（決定）を行う。

(2) 受託候補者特定基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の項目について、受託候補者特定基準で示す評価基準に基づき、公平、公正かつ客観的に評価を行う。

ア 基本方針等

イ 事業内容

ウ 実施体制

エ 相談支援等に関する実績・成果

オ 特記事項

(3) 審査及び受託候補者の特定（決定）

ア 自立支援協議会での評価についての意見を踏まえ、審査委員会において審査の上、最も高い評価を得た企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、自立支援協議会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、自立支援協議会委員による評価の平均得点が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（８５点満点中５１点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が２者以上あった場合は、自立支援協議会で協議した結果を踏まえ、審査委員会が受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに、応募者全員に書面にて結果を通知する。

(5) 審査結果の公表

受託候補者を特定した後は、応募者全員の商号又は名称、審査結果を広島市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に対する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き７日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き原則１０日以内に質問者に対し書面により回答する。

9 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

10 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

11 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者の特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表までの間において、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格又は業務委託を取り消す場合がある。
- (8) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。なお、企画提案書に記載した配置予定の相談員の変更は原則として認めない。
- (9) 本業務委託に係る令和9年度歳入歳出予算（当初予算）が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続を延期又は中止する。この場合、提案者の損害は補償しない。

12 スケジュール（予定）

令和8年10月 5日（月）	参加受付開始
10月30日（金）	参加資格確認申請書及び質問書提出締切
11月20日（金）	企画提案書提出締切
12月	障害者自立支援協議会における企画提案内容の評価（プレゼンテーション）
	審査委員会における審査及び受託候補者の特定（決定）
12月～1月	結果通知・公表

13 資料及び様式

このプロポーザルに関係する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル関係書類等	掲載場所
01 広島市障害者相談支援業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示 02 広島市障害者相談支援業務に係る公募型プロポーザル説明書 03 (別紙1) 広島市障害者相談支援業務基本仕様書 04 (別紙2) 広島市障害者相談支援業務受託候補者特定基準 05 (様式1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 06 (様式2) 法人の代表者及び役員名簿 07 (様式3) 仕様書等に関する質問書 08 (様式4) 企画提案書 09 (参考様式1) 団体(法人)の概要書 10 (参考様式2) 運営方針・実施計画 11 (参考様式3) 相談員経歴書 12 (参考様式4) 事務所(相談室)設置予定位置図 13 (参考様式5) 賃貸借契約に関する申立書 14 (様式5) 応募辞退届 15 委託契約書(案)、広島市委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項(案)	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度プロポーザル・コンペ案件」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。